八一・八四八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
二三〇MHzを超え一GHz以下	三七デシベル

注一　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・五メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まる設備（以下この項において「小型設備」という。）である場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

二　準尖頭値が許容値を超える場合であつても、その設備がマグネトロンで駆動し、かつ、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖頭値の許容値から五デシベルを減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしているものとみなす。

(二)　その設備が小型設備であつて、電波全無響室（室内の六面全てに電波吸収体を設置した電波暗室をいう。次号から第四号までにおいて同じ。）において測定した場合は、その設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	四二デシベルから三九デシベルまで　※
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	五九デシベル
八一・八四八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三九デシベルから三七デシベルまで　※

一一・七GHz以上一二・七GHz以下	
一二・七GHzを超え一八GHz以下	九二デシベル